

投票による選挙での注意事項について

1 投票方法について

- ①職員が投票用紙を配布いたします。
- ②投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票してください。
- ③投票箱は、演壇上に設置します。
- ④投票は、議長席に向かい、左側から登壇し、投票した後、右側へ降壇してください。

2 無効となる投票について

- ・ 所定の用紙を用いないもの
- ・ その職につき得ない者の氏名を記載したもの
- ・ 1投票中に2人以上の氏名を記載したもの
- ・ 他事を記載したもの
- ・ 被選挙人の氏名を自書しないもの
- ・ 被選挙人の誰の氏名を記載したかを確認しがたいもの
- ・ 白票

3 その他

- ・ 当選人を決定するには、得票数が法定得票数を満たさなければなりません。
これを満たさない場合は、改めて選挙を行います。
*法定得票数 = (有効投票数 ÷ 選挙すべき者の数) × 1/4
(公選法 95 ③を準用)
- ・ 得票数が同数となった場合は、くじで当選人を決定します。
【手順】くじを引く順番を決め、決定した順番によって、くじを引き、
当選人を決定します。